

山梨県公報

号外第四十四号

平成十九年

五月三十日

水曜日

目次

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	一
山梨県農業経営基盤強化措置特別会計所属国有財産管理人規則の一部を改正する規則	一

規則

山梨県規則第二十八号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年五月三十日

山梨県知事 横内正明

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表特殊自動車運転等作業手当の項中「又は大型自動車」を「若しくは大型自動車又は同表に定める中型自動車(車両総重量が八、〇〇〇キログラム以上で、かつ、乗車定員が一一人以上のものに限る。)」に、「大型特殊自動車」を「同表に定める大型特殊自動車」に改める。

附則

この規則は、平成十九年六月二日から施行する。

山梨県規則第二十九号

山梨県農業経営基盤強化措置特別会計所属国有財産管理人規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年五月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県農業経営基盤強化措置特別会計所属国有財産管理人規則の一部を改正する

規則

山梨県農業経営基盤強化措置特別会計所属国有財産管理人規則(昭和三十八年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定所属国有財産管理人規則

第一条中「山梨県農業経営基盤強化措置特別会計所属国有財産管理人」を「山梨県食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定所属国有財産管理人」に改める。

第二条第一項中「農業経営基盤強化措置特別会計国有財産管理規程」を「食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定国有財産管理規程」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番